補助対象経費・対象外経費

区分	補助対象経費	経費内容
設備投資経費	店舗新築費	補助対象事業を実施するために必要な事業の用に供する建物を新たに建築するための工事費（設計費を含む。） ※対象とならない経費 （１）　住居兼事業所の建築のための経費 （２）　外構工事費 （３）　登記費用 （４）　登録免許税、不動産取得税、固定資産税などの税金
	空き店舗等取得費	補助対象事業を実施するために必要な事業の用に供する建物を購入するための費用 ※対象とならない経費 （１）土地の取得のための経費 （２）住居兼事業所の取得のための経費 （３）既存建物を解体するための経費 （４）外構工事費 （５）仲介手数料 （６）登記費用 （７）登録免許税、不動産取得税、固定資産税などの税金 （８）本人又は三親等以内の親族が所有する不動産に係る購入費
	店舗改装工事費	空き店舗等の改装工事に要する経費（設計費を含み、当該空き店舗等において行う事業に必要な範囲内のものに限る。） ※対象とならない経費 （１）　事業所専有部分以外の工事費 （２）　外構工事費
	設備費	（１）改装工事において同時に設備を更新する場合における当該設備の更新費用 （２）事業を開始するのに必要となる既存設備の処分に係る費用 （３）事業に必要な機械装置・工具・器具・備品の調達費用で国税庁の定める耐用年数が３年以上のもの ※対象とならない経費 （１）　消耗品 （２）　車両 （３）　中古品 （４）　はん用性が高く使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用 （５）　ソフトウェアの購入費及びライセンス費用 （６）　オークションやフリーマーケットなど個人間の取引による購入によるもの

事業所借入経費	事業所借入費	事業所の借入れに要する経費（店舗利用者用の駐車場借入費を含み、事業所専用部分に係るもののみ） ※対象とならない経費 （１）　賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等 （２）　店舗来客者以外の駐車場借上費 （３）　火災保険料及び地震保険料 （４）　本人又は三親等以内の親族が所有する不動産に係る事業所借入費 （５）　事業所専用部分以外の借入費